

## 士別市みんなでささえる手話言語条例

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。そして、ろう者など手話を必要とする人（以下「手話を必要とする人」という。）が自分らしく生きていくうえで、かけがえないものです。

私たちは、手話が言語であることを理解し、手話を必要とする人が安心して生活できる環境を整えることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく共生社会の実現にむけて取り組むことを決意し、この条例を定めます。

### （手話表現）

手話／（指さし）／手／指／動き／表情／表現する／見る／わかる

手話／言語／（うなずき）／音声言語／日本語／同等

手話／必要／人々／自分／合う／生活／～のため／手話／重要（大切）

市民／一人／一人／手話／（指さし）／言語／わかる／わかる

手話／必要／人々／安心／生活／できる／環境／する

生活／生きがい／地域／一緒に／つくる／社会／実現／取り組む／決意／条例／定める

### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及に関する基本理念を定め、市の責務、市民と事業者の役割を明らかにすることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び市内で活動する団体等をいう。

(2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び市内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

### （基本理念）

第3条 市民は、手話を必要とする人が、自立した日常生活を営み、地域において社会参加し、互いに人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現をめざすものとする。

2 手話を必要とする人は、手話によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、市民及び事業者は、その権利を尊重するものとする。

### （市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、市民や事業者に対し手話への理解の促進と普及を図り、手話を使いやすい環境にするために必要な施策を進めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が進める施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に進めるものとする。

- (1) 手話の普及啓発に関する施策
- (2) 手話による意思疎通支援に関する施策
- (3) 意思疎通が円滑にできる環境の構築に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。